

広島県告示第三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十八年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三原市久井町土取字清水山一〇〇九一の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため